株 主 各 位

東京都豊島区駒込三丁目23番1号 大日本コンサルタント株式会社 代表取締役社長 高 久 晃

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席 くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年9月21日(水曜日)の午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

- **1**. **日 時** 平成28年 9 月23日 (金曜日) 午前10時 (受付開始:午前 9 時)
- 2. 場 所 東京都豊島区駒込三丁目23番1号

当社 本社 9 階会議室

- 3. 目的事項 報告事項
- 1. 第54期 (平成27年7月1日から平成28年6月30日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第54期(平成27年7月1日から平成28年6月30日まで)計算書類 報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 3名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト(http://www.ne-con.co.jp/)に掲載いたしますのでご了承ください。
 ◎株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産のご用意はございません。また、会場内への危険
- ②株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産のご用意はございません。また、会場内への危険物のお持ち込みはできません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事 業 報 告

平成27年7月1日から 平成28年6月30日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間 投資を喚起する成長戦略を柱とする経済財政政策の推進により、雇用・所得環境が改 善し、原油価格の低下などにより交易条件が改善する中で、緩やかな景気回復基調が 継続しているものの、中国をはじめとする新興国などの景気の下振れ、金融資本・商 品市場の動向、地政学的な不確実性など、景気の先行きは依然不透明な状況にありま す。

当社グループが属する建設コンサルタント業界では、平成27年度の公共事業予算が、 東日本大震災からの復興加速、激甚化する気象災害などへの対応、インフラの老朽化 対策など緊急性の高い事業に重点化されたこともあり、地域や事業分野によっては発 注量が想定を下回るなど、受注環境は大きく変化しております。

当社グループは、このような市場環境を踏まえ、競争力の向上に向けた取組を強化するとともに、将来の業容拡大に向けたインフラ技術研究所のブランド技術の開発に予算を重点配分し、積極的な技術開発を実施してまいりました。特にエネルギー分野に関しましては、「水素インフラ事業」「再生可能エネルギー事業」の早期事業化を図るため、株式会社トオヤマと合弁会社である株式会社清流パワーエナジーを平成27年11月に設立(当社グループ持株比率50%)し、平成28年3月より「水素インフラ事業」の一部である水素ステーション事業を開始いたしました。さらに、平成28年4月に熊本県を中心に甚大な被害をもたらした熊本地震においては、発災後速やかに支援チームを派遣し、被害状況の把握、緊急点検、復旧計画の策定などの支援にあたっております。

以上のような事業経過のもと、当連結会計年度における当社グループ全体の業績は、受注高は140億8千6百万円、受注残高は89億7千3百万円となりました。売上高については、下半期に業務が集中し、大型業務について売上高が来期へずれ込んだ結果、131億3千6百万円に留まりました。利益面におきましても、売上高の減少により粗利

が減少したこと、また、関東支社の移転に伴い什器備品に係る一時費用を計上した結果、営業利益は5億9千4百万円、経常利益は5億8千9百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は3億6千2百万円となりました。

なお、当連結会計年度は連結計算書類作成初年度であるため、前年度との比較は行っておりません。

部門別の状況を示すと次のとおりであります。なお、当社グループは単一の報告セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

「構造保全部門〕

当部門の受注高は60億5千2百万円、受注残高は30億1千1百万円、売上高は65億2千8百万円となりました。主な受注業務として、西日本高速道路(NEXCO西日本)管内における舞鶴若狭自動車道石原高架橋他2橋橋梁設計検討業務、東京都の夢の島大橋予備設計業務があげられます。

[社会創造部門]

当部門の受注高は38億6千万円、受注残高は23億2千9百万円、売上高は38億1千万円となりました。主な受注業務として、横浜市の横浜港ロジスティクス施設整備検討業務、富山県南砺市におけるバイオマス産業都市構想策定支援業務があげられます。

〔防災部門〕

当部門の受注高は18億5百万円、受注残高は9億8千3百万円、売上高は18億1千5百万円となりました。主な受注業務として、北海道開発局管内における駒ヶ岳火山地上電気探査業務、岩手県の簗川ダム貯水池地すべり等調査解析業務があげられます。

[海外·施工管理部門]

当部門の受注高は23億6千7百万円、受注残高は26億4千9百万円、売上高は9億8千万円となりました。主な受注業務として、国際協力機構(JICA)からケニア共和国におけるモンバサ港ゲートブリッジ建設事業準備調査、中日本高速道路(NEXCO中日本)管内における東名高速道路東名工事区施工(調査等)管理業務があげられます。

② 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、総額1億7千6百万円の設備投資を実施いたしました。その主たる内容は、関東支社移転に伴う社屋の内装工事、既存建物設備の更新、コンピュータ機器およびソフトウェアの購入であります。なお、これらの所要資金は、自己資金により賄っております。また、上記金額には有形固定資産の資産除去債務対応分に係る増加額については含めておりません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、新たな資金調達は行っておりませんので、特記すべき事項はありません。

④ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況 当社は、株式会社トオヤマとの合弁会社として株式会社清流パワーエナジーを平成 27年11月13日付で設立いたしました。なお、当社グループの持分比率は50%でありま す。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区分	平成24年度 第51期	平成25年度 第52期	平成26年度 第53期	平成27年度 第54期 (当連結会計年度)
売 上 高 =	円 –	_	_	13, 136, 054
経 常 利 益 =	円 —	_	_	589, 099
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	円 —	_	_	362, 937
1株当たり当期純利益 「	銭 –	_	_	49. 36
総 資 産 =	円 —	_	_	9, 591, 372
純 資 産 =	円 —	_	_	4, 332, 338
1 株当たり純資産 F	銭 –	_	_	589. 22

- (注) 1. 当社は、第54期から連結計算書類を作成しているため、第51期から第53期の連結計算書類に係る 財産および掲益の状況は記載しておりません。
 - 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき第出しております。なお、それぞれ自己株式を控除した株式数によって算出しております。

② 当社の財産および損益の状況

区分						平成24年度 第51期	平成25年度 第52期	平成26年度 第53期	平成27年度 第54期 (当事業年度)
売	売 上 高 千円				千円	12, 280, 871	13, 028, 002	13, 601, 750	13, 084, 720
経	常		利	益	千円	632, 361	839, 176	831, 570	570, 502
当	期	純	利	益	千円	252, 652	366, 069	260, 832	350, 734
1 树	ま当た	り当	期純	利益	円銭	32. 99	48. 16	35. 47	47. 70
総		資		産	千円	9, 402, 294	10, 419, 748	9, 700, 568	9, 412, 720
純		資		産	千円	3, 985, 132	4, 303, 575	4, 404, 894	4, 592, 737
1 柞	朱 当 7	たり	純資	産	円銭	520. 36	585. 29	599. 08	624. 63

(注)1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。なお、それぞれ自己株式を控除した株式数によって算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	主要な事業内容
Nippon Engineering-Vietnam Co., Ltd.	300千米ドル	100%	CAD設計業務
NEテクノ株式会社	20,000千円	100%	設計アドバイザリー業務、 橋梁点検業務

(注) 当連結会計年度より、Nippon Engineering-Vietnam Co., Ltd. およびNEテクノ株式会社の重要性が増したことに伴い、連結子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、地震、津波および豪雨などの自然災害の脅威から尊い生命を守り、安心・安全な国土の形成、既存ストックの有効活用、環境の保全と創出など、社会資本整備に対するニーズは増大しております。当社グループは、これらのニーズに的確かつ効率的に応え、経営理念としている「美しく魅力ある国土の建設と保全」と「安全で快適な住まい環境の創出」に貢献するとともに、企業の発展のため、第11次中期経営計画では次の課題に取り組んでまいります。

- ① 競争力の強化
 - ・プロポーザル対応力強化
 - ・人材育成(技術・管理部門プロフェッショナル人材)
 - ・コアコンピタンス部門と新規事業領域の早期確立
- ② 収益性の向上
 - ・ グループ全体の生産力強化
 - ・営業、管理部門体制見直し
 - ・生産システムの改革、社員の能力向上、モチベーションアップによる効率化推進
- ③ 社会ニーズへの対応
 - 企業統治の強化
 - 品質確保体制の整備
 - ・社員のワークライフバランスの実現、ダイバーシティへの対応
 - 社会環境領域への挑戦

これらの課題を解決することにより、「成長し続ける企業」、「競争に勝つ企業」、「魅力溢れる企業」として、社会、顧客、株主、協力会社、そして従業員からの信頼をさらに高めてまいります。

(5) **主要な事業内容**(平成28年6月30日現在)

当社グループは、建設コンサルタント事業として、社会資本整備に関するコンサルタント業務のうち、調査・計画・設計・工事監理などの総合的な技術サービスの提供を行っております。なお、当社グループは単一の報告セグメントでありセグメント情報を記載していないため、事業部門別に記載すると次のとおりであります。

① 構造保全部門

橋梁や地下構造物などを中心とした新設構造物の計画・設計業務および既存構造物の点検、補修・補強、修繕計画などの保全関連業務を行っております。

② 社会創造部門

道路計画・設計、交通計画、都市および地方計画、環境調査・計画などに関する業務を行っております。

③ 防災部門

河川・砂防計画、地質調査、探査、港湾などの調査・計画・設計に関する業務を 行っております。

④ 海外·施工管理部門

国外における道路および橋梁建設プロジェクトの調査・計画・設計業務ならびに 国内外における工事の実施に関する施工管理業務などを行っております。

(6) **主要な事業所**(平成28年6月30日現在)

① 当社

本 社	東京都豊島区
支 社	東北(仙台市)、関東(さいたま市)、北陸(富山市) 中部(名古屋市)、大阪(大阪市)、九州(福岡市)
支 店	横浜(横浜市)、中国(広島市)、四国(高松市)
事務所	盛岡(盛岡市)、福島(郡山市)、宇都宮(宇都宮市) 新潟(新潟市)、岡山(岡山市)、沖縄(那覇市) マニラ(フィリピン共和国)、ハノイ(ベトナム国)

(注) 関東支社は、平成27年7月21日に埼玉県越谷市から移転し、名称も東京支社から変更しております。

② 子会社

Nippon Engineering-Vietnam Co., Ltd.	本社 (ベトナム国ホーチミン市)
NEテクノ株式会社	本社 (埼玉県さいたま市)

(注) NEテクノ株式会社は、平成27年7月21日に本社を埼玉県越谷市から移転いたしました。

(7) **使用人の状況** (平成28年6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
674名	_

- (注)1. 使用人数は、正社員および嘱託社員からなる就業人員(当社グループから社外への出向者を除く) の数であります。
 - 2. 当社グループは建設コンサルタント事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。
 - 3. 当連結会計年度より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

② 当社の使用人の状況

使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
			614名	24名増			44	. 4歳					15.	8年

⁽注) 使用人数は、正社員および嘱託社員からなる就業人員(当社から社外への出向者を除く)の数であります。

(8) 主要な借入先(平成28年6月30日現在)

借	入	先	借	入	額
株式会社三菱東京	UFJ銀行			6	2,500千円
株式会社北陸銀行				6:	2,500千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (平成28年6月30日現在)

(1) 発行可能株式総数

24,000,000株

(2) 発行済株式の総数

7,660,000株

(3) 株主数

7,500名(前事業年度末比1,221名增)

(4) 大株主 (上位10名)

株	主	名	持 株 数	持 株 比 率
大日本コ	ンサルタント社	員 持 株 会	666千株	9.06%
大日本コ	ンサルタント社	友持株会	462	6. 28
株 式	会 社 北 陸	銀 行	325	4. 43
日本マス	タートラスト信託銀	行株式会社	274	3. 73
古 河 核	械 金 属 株	式 会 社	190	2. 59
株式会	社 三 菱 東 京 U	F J 銀 行	181	2. 47
川田テ	クノシステム	株式会社	172	2. 34
富 士	前鋼業株	式 会 社	165	2. 24
富 士	前 商 事 株	式 会 社	146	1. 99
三 菱 U	F J 信 託 銀 行	株式会社	140	1.90

- (注) 1. 当社は、自己株式307千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 - 2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数のうち、信託業務に係る株式数は274千株であります。なお、その内訳は、信託口137千株、退職給付信託口137千株であります。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (平成28年6月30日現在)

会社に	おける地	也位	E	E	:	名	担当および重要な兼職の状況
代表耶	な締 役 社	: 長	高	久		晃	兼 執行役員
専 務	取 締	役	土	井		朗	経営管理担当 兼 市場戦略担当 兼 事業開拓担当 兼 事業戦略担当(中日本地域)
常務	取締	役	新	井	伸	博	技術統括担当 兼 情報セキュリティ責任者 兼 執行役員 技術統括部統括部長
取	締	役	古	味	敏	行	事業戦略担当(西日本地域) 兼 執行役員 大阪支社支社長
取	締	役	楠	本	良	徳	経営企画担当 兼 海外事業担当 兼 執行役員 経営統括部統括部長
取	締	役	中	岡	和	伸	事業戦略担当(東日本地域) 兼 執行役員 関東支社支社長
取	締	役	井	藤	晋	介	業務管理担当 兼 内部統制担当 兼 執行役員 業務統括部統括部長
取	締	役	吉	田		勝	吉田勝税理士事務所所長 株式会社日刊スポーツ新聞社 監査役
常勤	監 査	役	橋	本		豊	
監	查	役	鎌	田	廣	司	鎌田税理士事務所所長 日京テクノス株式会社 監査役
監	査	役	松	本	靖	彦	川田工業株式会社 四国工場副工場長

- (注) 1. 取締役吉田 勝氏は、社外役員(会社法施行規則第2条第3項第5号) に該当する社外取締役(会社法第2条第15号) であります。
 - 2. 監査役鎌田廣司氏および松本靖彦氏は、社外役員(会社法施行規則第2条第3項第5号)に該当する社外監査役(会社法第2条第16号)であります。
 - 3. 監査役鎌田廣司氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 監査役松本靖彦氏は、平成27年12月31日をもって東邦航空株式会社の取締役および川田テクノシステム株式会社の監査役を辞任し、川田工業株式会社に転籍しております。
 - 5. 当社は取締役吉田 勝氏および監査役鎌田廣司氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立 役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、当社で定める独立役員の「独立性判断 基準」は69頁をご参照ください。

(2) 事業年度中に退任した監査役

氏	名	退	任	日	退任马	事由	退任時の地位および重要な兼職の状況
前 田	與志猛	平成:	27年9月1	8日	辞	任	監査役(非常勤) 協立エンジ株式会社 監査役

(3) 取締役および監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支	給	人	員	支	給	額
取 締 役 (うち社外取締役)				8名 (1名)			71,670千円 (3,615千円)
監 査 役 (うち社外監査役)				4名 (3名)			13,416千円 (2,508千円)
合 計 (うち社外役員)				12名 (4名)			85,086千円 (6,123千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 平成25年9月20日開催第51回定時株主総会決議において、取締役の報酬限度額を月額12,000千円 以内(但し、使用人分給与は含まない)、平成6年9月28日開催第32回定時株主総会決議におい て、監査役の報酬限度額を月額2,500千円以内と決議いただいております。
 - 3. 上記のほか、当事業年度において使用人兼務取締役4名の使用人分給与を58,572千円支払っております。

② 報酬等の内容の決定に関する方針

当社は役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、定時株主総会の決議にて承認された限度額の範囲内で、内規に従い、その個々の具体的な金額を取締役については取締役会より一任された代表取締役が決定しております。監査役については監査役の協議で決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役吉田 勝氏は、吉田勝税理士事務所の所長および株式会社日刊スポーツ新聞 社の監査役であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役鎌田廣司氏は、鎌田税理士事務所の所長および日京テクノス株式会社の監査 役であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役松本靖彦氏は、川田工業株式会社の四国工場副工場長であります。なお、当社と同社との間には、ソフトウェアの利用に関する取引関係がありますが、取引金額は僅少であります。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏	名	主 な 活 動 状 況
取締役	吉田	勝	当事業年度に開催された取締役会14回の内12回に出席しました。税理士としての専門的知識や豊富な経験を活かし、独立した立場から取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。
監査役	鎌田	廣司	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、また、監査役会 15回全てに出席しました。税理士としての専門的知識から、取締役会 の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査 役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役	松本	靖彦	平成27年9月18日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席し、また、監査役会10回全てに出席しました。他社での豊富な経験と高い見識から、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および両社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額		27, 00	00千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財 産上の利益の合計額		27, 00	00千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると 判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監 査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内 容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は取締役会において、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。決議内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制 取締役は、文書管理規則に基づき、その職務執行に係る重要な情報を文書もしくは 電磁的媒体に記録、保存し、監査役等からの閲覧要請に常時備える。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理規則に基づき、損失の危険に関して、その領域毎に担当部門が 予防策および発生時の対応策に関する手順書の作成や教育等を実施するとともに、組 織横断的な監視ならびに全社的な対応は、経営統括部が行う体制を構築する。

また、新たに生じた損失の危険または重大な損失の危険が予見された場合は、取締役会において速やかに対応責任者とする取締役を定め、必要な対策を講じる。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 取締役会は、取締役および社員が共有する全社的な経営目標を定めてこの浸透をは かるとともに、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標ならびに効率 的な達成方法を定める。

また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか、業績報告を通じて定期的にその結果を検証し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、全社的な業務の効率化を実現するための体制を構築する。

④ 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業行動規則を取締役および社員の法令および定款遵守と、誠実かつ倫理的な事業活動のための行動規範とする。

監査役は、法令遵守に関する重要な問題を認知した際は、速やかに代表取締役社長に対して勧告、助言を以て是正を求め、コンプライアンス委員会は、取締役会に対して当該事項に関する諸施策を提言する。また、当社は法令遵守に関する社内通報制度を設けるとともに、指導および助言を受けられる社外弁護士を選任する。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 当社は、子会社から定期的に業務執行および財務状況の報告を受ける体制を維持す るとともに、子会社における内部統制の実効性を高める方策、リスク管理体制などに ついて、必要な指導および支援を実施する。また、子会社の自主性を尊重しつつ企業 集団における経営効率の向上を図るため、子会社管理規定に基づいて、子会社を管理 する体制とする。

当社の社内通報制度の相談窓口を子会社にも開放し、企業集団におけるコンプライアンスの実効性を図るとともに、通報を行った者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立 性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人(以下、補助使用人という)を置くことを求めた場合、取締役または取締役会は監査役と協議を行い、監査役の同意を得たうえで補助使用人を指名する。

補助使用人は監査役の指揮命令に従うものとし、監査役および監査役会の事務局は、専任の補助使用人があたるものとする。また、補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分などに対しては監査役と協議を行い、監査役の同意を得たうえで実施するものとする。

⑦ 当社および子会社の取締役および使用人などが監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社および子会社の代表取締役および業務執行を担当する取締役は、取締役会などの重要な会議において随時担当する業務の執行状況を報告する。また、当社および子会社の取締役および社員は、当社および子会社の業績に影響を及ぼす重要な事項を認知した際は、速やかに監査役に報告する。

当社は、当社および子会社の監査役へ報告を行った当社および子会社の取締役および社員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査役は、代表取締役社長および監査法人とそれぞれ定期的な意見交換会を設定する。

監査役は、代表取締役社長および監査法人とそれぞれ定期的な意見交換会を設定するとともに、監査役会が必要と認める際は、自らの判断で、弁護士、公認会計士およびその他外部機関を活用することができる。

当社は、監査役から所要の費用の請求を受けた時は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

⑨ 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、適正な会計に関する記録や報告を行うとともに、財務報告の信頼性を向上させるため、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を遵守し、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の維持・向上を図る。

監査室は、毎期財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行い、不備などがあれば 必要な是正を行うよう指示するとともに、その内容を代表取締役社長に報告する。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

反社会的勢力との関係を一切遮断することを基本に置き、反社会的勢力の排除に向け、「企業行動規則」を行動規範とする。

市民活動の秩序や安全の脅威となる反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力からの不当な要求を受けた場合は毅然と対応し、利益供与するなど安易な問題解決を行わない。

(注)上記は、当事業年度において運用されたものであります。なお、本定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行をご承認いただきますと、内部統制システム構築の基本方針は改めて決議する予定であります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、当社および子会社の内部統制システムを整備し運用しております。

当事業年度の開始時には、経営計画説明会を社員に向け実施し、経営方針、経営課題、対応方針などを説明し、全社員の認識の統一化を図っております。

期中においては、当社の持続的成長への妨げと成りえる事業を対象にリスク管理を 実施し、各統括部による対応方針と実施状況を取締役会に報告しております。また年 2回コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス監査、コンプライアンス研 修などの実施状況を審議し、取締役会への提言を行っております。

事業年度末においては、監査室による内部統制の整備・運用状況の評価結果による 重大な是正事項は存在しないことを確認しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。今後、買収防衛策を導入するかどうかは、当社を取り巻く状況、法制度の進展などを勘案しながら、引き続き検討を続けてまいります。なお、買収防衛策の導入にあたっては、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第8条において次のとおり定めております。

- ① 当社は、買収防衛策の導入にあたっては、既存の株主の皆様の権利を害することのないようにするために、適切にその情報を開示する。
- ② 自社の株式が公開買付けに付された場合には、株主構成に変動を及ぼし、株主の皆様に影響を与える恐れがあることから、取締役会としての考え方を適切に開示する。
- ③ 当社は、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じてはならない。

本事業報告に記載されている金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年6月30日現在)

(単位:千円)

260 398 000 853 537 935
398 000 853 537
853 537
853 537
537
935
000
536
773
000
943
006
822
034
310
000
460
435
585
971
228
911
288
338
372

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨て表示しております。

連結損益計算書

(自 平成27年7月1日) 至 平成28年6月30日)

(単位:千円)

科目		金	額
売 上	高		13, 136, 054
売 上 原	価		9, 670, 065
売 上 総 利	益		3, 465, 989
販売費及び一般管理	費		2, 871, 566
営 業 利	益		594, 422
営 業 外 収	益		
受 取 利	息	268	
受 取 配 当	金	6, 533	
雑 収	入	12, 813	19, 615
営 業 外 費	用		
支 払 利	息	7, 994	
雑 支	出	16, 943	24, 938
経 常 利	益		589, 099
特 別 利	益		
固定資産売却	益	21, 954	21, 954
特 別 損	失		
事務所移転費	用	22, 489	22, 489
税金等調整前当期純利	益		588, 564
法人税、住民税及び事業	税	75, 677	
法 人 税 等 調 整	額	149, 948	225, 626
当 期 純 利	益		362, 937
親会社株主に帰属す当期純利	る 益		362, 937

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨て表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年7月1日) 至 平成28年6月30日)

(単位・千円)

					(単位・1円)
		株	主 資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1, 399, 000	1, 518, 460	1, 534, 672	△100, 564	4, 351, 568
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△66, 174		△66, 174
親会社株主に帰属する当 期 純 利 益			362, 937		362, 937
自己株式の取得				△21	△21
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	_	_	296, 763	△21	296, 742
当連結会計年度末残高	1, 399, 000	1, 518, 460	1, 831, 435	△100, 585	4, 648, 310

	その他	也 の 包 扌	舌 利 益 ,	累 計 額	
	その他有価証券評 価 差 額 金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計	純資産合計
当連結会計年度期首残高	109, 923	△18,031	135, 986	227, 878	4, 579, 446
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当					△66, 174
親会社株主に帰属する当 期 純 利 益					362, 937
自己株式の取得					△21
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額 (純 額)	△96, 695	△4,880	△442, 275	△543, 850	△543, 850
当連結会計年度変動額合計	△96, 695	△4, 880	△442, 275	△543, 850	△247, 108
当連結会計年度末残高	13, 228	△22, 911	△306, 288	△315, 971	4, 332, 338

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨て表示しております。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数および名称

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 Nippon Engineering-Vietnam Co., Ltd.、NEテクノ株式会社、

(連結の範囲または持分法適用の範囲の変更)

当連結会計年度より、Nippon Engineering-Vietnam Co., Ltd. およびNEテクノ株式会社の重要性が増したことに伴い、連結の範囲に含めております。

- 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1)持分法を適用した関連会社の数および名称 該当事項はありません。
 - (2) 持分法を適用しない関連会社の数および名称

持分法を適用しない関連会社の数 1社

持分法を適用しない関連会社の名称 株式会社清流パワーエナジー

(持分法を適用しない理由)

上記1社につきましては、利益基準および利益剰余金基準からみて連結計算書類に及ぼす影響が 軽微であり重要性が乏しいため、持分法の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

- 4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

- ②たな卸資産
 - イ 未成業務支出金

個別法による原価法 (連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

口 貯蔵品

先入先出法による原価法

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに平成28年4月1日 以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3~50年

工具、器具及び備品 3~20年

②少額減価償却資産

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

③無形固定資産

定額法

自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間 (5年) による定額法 を採用しております。

④長期前払費用

均等償却

- (3) 重要な引当金の計上基準
 - ①受注指失引当金

受注業務に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持業務のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合、損失見込額を計上しております。

②貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権 等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方 法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (10年) による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③簡便法の採用

当社執行役員の退職慰労金制度および一部の連結子会社は、退職給付債務および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

売上高

完成基準によっております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整 勘定に計上しております。

- (7) 重要なヘッジ会計の方法
 - ①ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については特例処理の要件を充たす場合には、当該処理方法を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利スワップ取引

ヘッジ対象

長期借入金

③ヘッジ方針

現在又は将来において、相場変動などによる損失の可能性がある資産・負債が存在する場合に限り、相場変動などによるリスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を利用する方針であり、短期的な売買差益の獲得や投機を目的とするデリバティブ取引は一切行わない方針であります。

④ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の要件を充たしている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

(8) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜き方式を採用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

当社及び国内子会社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお、これによる当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)などを当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. たな卸資産の内訳

未成業務支出金	1,958,765千円
貯蔵品	487千円
計	1,959,253千円

- 2. 担保に供している資産に係る事項
 - (1)担保に供している資産

建物及び構築物313,468千円土地
計2,039,592千円さいます。
12,353,061千円

(2)担保に対応する債務の金額

1年内返済予定の長期借入金100,000千円長期借入金25,000千円計125,000千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額

上記の減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額40,235千円が含まれております。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 固定資産売却益

固定資産売却益21,954千円は、当社旧東京支社の建物及び構築物、土地などの売却によるものであります。

1,938,312千円

2. 事務所移転費用

主要な事業拠点である当社関東支社 (旧東京支社) の移転費用および移転準備、引越作業に要する移転先 社屋の営業開始前の期間に係る臨時的に発生した家賃であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 7,660,000株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1 株 当 た り 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
平成27年9月18日 定 時 株 主 総 会	普通株式	66, 174千円	9円	平成27年6月30日	平成27年9月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1 株 当 た り 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
平成28年9月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	66,174千円	9円	平成28年6月30日	平成28年9月26日

(金融商品に関する注記)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、一時的な余資について安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については、運転資金を銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務に対する為替変動リスクならびに借入金の金利変動リスクをリスクヘッジする目的に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である完成業務未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、販売管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行ってリスクの軽減を図っております。また、外貨建の営業債権は為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ管理基準に従い、必要に応じ先物為替予約を行う方針であります。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する 企業の株式であり、定期的に時価を把握するとともに発行体の財務状況を把握しております。

営業債務である業務未払金、未払金、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。 長期借入金は、主に事業を行うために必要な資金の調達を目的としたものであります。変動金利の借入 金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図る ために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。 なお、ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その 判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行及び管理については、取引権限を定めたデリバティブ管理基準に従っております。またデリバティブの利用にあたっては信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、月次で資金計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであ ります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません

((注) 2 参照)。			
	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2, 569, 938	2, 569, 938	_
(2) 完成業務未収入金	949, 508		
貸倒引当金 ※1	△1,892		
	947, 616	947, 616	_
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	145, 677	145, 677	_
資産計	3, 663, 232	3, 663, 232	_
(1) 業務未払金	607, 398	607, 398	_
(2) 未払金	568, 853	568, 853	_
(3) 未払法人税等	88, 537	88, 537	_
(4) 長期借入金 ※2.3	125, 000	125, 500	500
負債計	1, 389, 789	1, 390, 290	500
デリバティブ取引 ※3	_	_	_

- ※1 完成業務未収入金に対する貸倒引当金を控除しております。
- ※2 1年内返済予定の長期借入金100,000千円を含んでおります。
- ※3 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理さ れているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。
- (注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 資 産

- (1) 現金及び預金、(2)完成業務未収入金
 - これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、 当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 業務未払金、(2) 未払金、(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、 当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。無利息の長期借入金については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

- (1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 該当事項はありません。
- (2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

	ヘッジ会計の 方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)
ſ	金利スワップ	金利スワップ取引				
	の特例処理	変動受取・固定支払	長期借入金	62, 500	12, 500	※ 3

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
投資有価証券	
その他有価証券(非上場株式)※4	51, 384

※4 その他有価証券 (非上場株式) については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券 その他有価証券 には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	2, 566, 785	_	_	_
完成業務未収入金	949, 508	_	_	_
合計	3, 516, 293	_	_	_

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	100, 000	25, 000	_	_	_	_
合計	100,000	25, 000	_	_	_	_

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

2. 1株当たり当期純利益

589円22銭

49円36銭

貸借対照表

(平成28年6月30日現在)

(単位: 千円)

			(単位:千円)
資 産	の部	負 債 の	
流動資産	5, 566, 589	流動負債	4, 084, 944
現金及び預金	≥ 2, 511, 299	業務未払金	657, 084
完成業務未収入会	<u>≥</u> 935, 442	1年内返済予定の長期借入金	100, 000
たな卸資	£ 1,941,385	未 払 金	545, 056
		未 払 費 用	198, 393
	图 80, 211	未 払 法 人 税 等	82, 762
繰 延 税 金 資 🧵	差 86, 796	未払消費税等	435, 967
2 O 1	<u>比</u> 13, 347	未成業務受入金	1, 898, 935
貸倒引当金	≥ △1,892	預 り 金	137, 905
 固定資産	3, 846, 130	資産除去債務	839
┃ 有 形 固 定 資 j	≜ 2, 880, 046	受注損失引当金	28, 000
		固定負債	735, 038
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	長期借入金	25, 000
	b 1,642	退職給付引当金 資産除去債務	615, 208 64, 006
車 両 運 搬 。	2,627	資産除去債務 その他	30, 822
工具、器具及び備に	107, 850	負 債 合 計	4, 819, 982
土	<u>地</u> 2, 221, 058	純 資 産	の 部
無形固定資源	139, 072	株主資本	4, 579, 508
ソフトウェ	73, 173	資 本 金	1, 399, 000
ソフトウェア仮勘に		資本剰余金	1, 518, 460
	至 18, 431	資 本 準 備 金	518, 460
		その他資本剰余金	1,000,000
投資その他の資		利 益 剰 余 金	1, 762, 634
投資有価証	£ 177, 061	その他利益剰余金	1, 762, 634
関係会社株	40,000	固定資産圧縮積立金	2, 563
関係会社出資金	≥ 37, 238	別途積立金	700, 000
長期前払費)	月 2,514	繰越利益剰余金	1,060,070
	£ 252, 394	自己株式	△100, 585
	, in the second	評価・換算差額等	13, 228
	<u>h</u> 353, 036	その他有価証券評価差額金	13, 228
	≥ △35, 233	純 資 産 合 計	4, 592, 737
資 産 合 計	9, 412, 720	負債純資産合計	9, 412, 720

(注) 記載金額は千円未満を切り捨て表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成27年7月1日) 至 平成28年6月30日)

(単位:千円)

科目	金額
売 上 高	13, 084, 720
売 上 原 個	i 9, 676, 535
売 上 総 利 益	3, 408, 185
販売費及び一般管理費	2, 840, 352
営 業 利 益	567, 832
営 業 外 収 益	:
受 取 利 息	251
受 取 配 当 金	6, 533
雑 収 力	22, 156 28, 941
営業外費用	
支 払 利 息	7, 971
雑 支 出	18, 299 26, 271
経 常 利 益	570, 502
特 別 利 益	
固定資産売却益	21, 954 21, 954
特 別 損 失	:
事務所移転費用	22, 489 22, 489
税引前当期純利益	569, 968
法人税、住民税及び事業移	69, 786
法人税等調整額	149, 447 219, 233
当期純利益	350, 734

(注) 記載金額は千円未満を切り捨て表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成27年7月1日) 至 平成28年6月30日)

(単位・千四)

							(里)	<u> </u>
			株	主	資	本		
		資 2	本 剰 🦸	余 金	利	益 乗	自 余	金
	資 本 金		7- 0 W	次十副人人		他利益剰	余 金	到光剩人人
		資本準備金	そ の 他資本剰余金	資本剰余金	固定資産圧縮 積 立 金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	1, 399, 000	518, 460	1,000,000	1, 518, 460	2, 500	700, 000	775, 573	1, 478, 074
当 期 変 動 額								
剰余金の配当							△66, 174	△66, 174
当 期 純 利 益							350, 734	350, 734
固定資産圧縮積立金の積立					62		△62	_
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額 (純 額)								
当期変動額合計	-	_	-	_	62	-	284, 496	284, 560
当 期 末 残 高	1, 399, 000	518, 460	1,000,000	1, 518, 460	2, 563	700, 000	1, 060, 070	1, 762, 634

	株 主	資 本	評 価・ 換	算差額等	
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合 計	純資産合計
当 期 首 残 高	△100, 564	4, 294, 970	109, 923	109, 923	4, 404, 894
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△66, 174			△66, 174
当 期 純 利 益		350, 734			350, 734
固定資産圧縮積立金の積立					_
自己株式の取得	△21	△21			△21
株主資本以外の項目の当期変動額 (純 額)			△96, 695	△96, 695	△96, 695
当期変動額合計	△21	284, 538	△96, 695	△96, 695	187, 843
当 期 末 残 高	△100, 585	4, 579, 508	13, 228	13, 228	4, 592, 737

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨て表示しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ①子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

②その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2)たな知資産の評価基準及び評価方法

未成業務支出金

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) 貯蔵品

先入先出法による原価法

(3)デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1)有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物

3~50年

工具、器具及び備品 3~20年

(2) 少額減価償却資産

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

(3)無形固定資産

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間 (5年) による定額法を採用しております。

(4)長期前払費用

均等償却

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定 の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 受注損失引当金

受注業務に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における手持業務のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合、損失見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員及び執行役員の退職金の支給に備えるため設定しております。従業員部分については、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定

の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

③ 簡便法の採用

執行役員の退職慰労金制度は、退職給付債務及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5. 売上高の計上基準

完成基準によっております。

- 6. ヘッジ会計の方法
 - (1)ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については特例処理の要件を充たす場合には、当該処理方法を採用しております。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

(金利関連) 金利スワップ取引

ヘッジ対象

(金利関連)長期借入金

(3)ヘッジ方針

現在または将来において、相場変動等による損失の可能性がある資産・負債が存在する場合に限り、 相場変動等によるリスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を利用する方針であり、短期的な売買差 益の獲得や投機を目的とするデリバティブ取引は一切行わない方針であります。

(4)ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の要件を充たしている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

7. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等(消費税及び地方消費税)の会計処理は税抜き方式を採用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」 (実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した 建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において計算書類に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. たな卸資産の内訳

未成業務支出金	1,940,897千円
貯蔵品	487千円
計	1,941,385千円

- 2. 担保に供している資産に係る事項
 - (1)担保に供している資産

建物	313,468千円
土地	2,039,592千円
計	2,353,061千円

(2)担保に対応する債務の金額

1年内返済予定の長期借入金	100,000千円
長期借入金	25,000千円
計	125,000千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額

上記の減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額40,235千円が含まれております。

1,932,347千円

4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 540千円 短期金銭債務 55,211千円

5. 取締役に対する金銭債務

長期金銭債務 6,720千円

上記の取締役に対する金銭債務は、役員退職慰労金未支給額であります。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

(1) 営業取引

381,879千円

(2)営業取引以外の取引

9,560千円

2. 固定資産売却益

固定資産売却益21,954千円は、旧東京支社の建物及び構築物、土地などの売却によるものであります。

3. 事務所移転費用

主要な事業拠点である関東支社(旧東京支社)の移転費用および移転準備、引越作業に要する移転 先社屋の営業開始前の期間に係る臨時的に発生した家賃であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式 (注)	307, 243	52	_	307, 295

(注) 当事業年度の増加は、単元未満株式の買取52株によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
未払費用	62, 410
未払事業税等	11,616
受注損失引当金	8,652
退職給付引当金	188, 806
未払役員退職慰労金	2,056
退職給付信託設定額	49, 998
貸倒引当金	11, 366
投資有価証券評価損	23, 791
減損損失	24, 369
資産除去債務	19, 845
その他有価証券評価差額金	1, 969
その他	11, 745
繰延税金資産小計	416, 627
評価性引当額	37, 185
繰延税金資産合計	379, 442
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△8,670
固定資産圧縮積立金	△1, 130
有形固定資産(資産除去債務対応分)	△9, 089
退職給付信託設定益	△21, 361
繰延税金負債合計	<u>△40, 251</u>
繰延税金資産の純額	339, 190
注 1 设体 6 设本 6 本事 12 上 7 组 7 (1

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)および「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.3%から平成28年7月1日に開始する事業年度および平成29年7月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年7月1日から開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は17,076千円減少し、 法人税等調整額が17,558千円、その他有価証券評価差額金が481千円、それぞれ増加しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

開示すべき該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1. 1株当たり純資産額
- 2. 1株当たり当期純利益

624円63銭 47円70銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

会計監査人の連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年8月10日

大日本コンサルタント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 内 田 淳 一 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山本千鶴子 印業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大日本コンサルタント株式会社の平成27年7月1日から平成28年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算 書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結 計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが 含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠して、大日本コンサルタント株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係 る期間の財産及び掲益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年8月10日

大日本コンサルタント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 内 田 淳 一 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山本千鶴子 印業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大日本コンサルタント株式会社の 平成27年7月1日から平成28年6月30日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、 損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書につい て監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類 及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽 表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部 統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監查意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる 企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべ ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成27年7月1日から平成28年6月30日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員及び監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 一. 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二. 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三. 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - 四. 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する 基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。 平成28年8月16日

大日本コンサルタント株式会社 監査役会

常勤監査役 橋本 豊 印

社外監査役 鎌田廣司 印

社外監査役 松本靖彦 印

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の利益配分に関する方針は、長期にわたる安定的な経営基盤の確保と自己資本利益率の向上に努めるとともに、株主の皆様に対する安定的な配当の継続を基本としております。第54期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開などを勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1)配当財産の種類 金銭といたします。
- (2)配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金9円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は66,174,345円となります。
- (3)剰余金の配当が効力を生じる日 平成28年9月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

定款一部変更を提案する理由は、次のとおりであります。

- (1) 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指して、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るために、平成27年5月1日から施行されている「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号。以下「改正会社法」という。)で創設された「監査等委員会設置会社」に移行したく、監査等委員会および監査等委員に関する規定を新設し、監査役および監査役会に関する規定の削除およびその他関連する規定の内容を一部変更するものであります。また、かかるガバナンス体制の見直しに伴い、取締役会の経営意思決定および監督機能と業務執行機能を明確に分離することで経営監督機能を強化することを目的として、執行役員制度を拡充し、役付取締役および役付執行役員の地位の変更を行うものであります。
- (2) 改正会社法により、社外取締役の要件が厳格化されるとともに、他方では責任限定契約を締結することができる取締役の範囲が変更されたことに伴い、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で責任限定契約を締結することによって、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第32条を変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記各変更に伴う条数の変更とともに、あわせて字句の修正、その他所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の効力発生時期

本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。 (下線部が変更箇所であります。)

現行定款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 ~ 第 3 条 (条文省略)	第 1 条 ~ 第 3 条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第 4 条 当会社は、株主総会および取締	第 4 条 当会社は、株主総会および取締
役のほか、次の機関を置く。	役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) 監査役会	(削除)
(<u>4</u>) 会計監査人	(<u>3</u>) 会計監査人
第 5 条 (条文省略)	第 5 条 (現行どおり)
第2章 株式	第 2 章 株 式
第 6 条 ~ 第 8 条 (条文省略)	第 6 条 ~ 第 8 条 (現行どおり)
(単元未満株式の売渡請求)	(単元未満株式の売渡請求)
第 9 条 当会社の単元未満株式を有す	第 9 条 当会社の単元未満株式を有す
る株主は、株式取扱規則に定め	る株主は、株式取扱規則に定め
るところにより、その有する単	るところにより、その有する単
元未満株式の数と併せて単元株	元未満株式の数と併せて単元株
式数となる数の株式を売渡すこ	式数となる数の株式を売渡すこ
と(以下、買増しという)を当	と(以下、買増しという <u>。</u>)を
会社に対し請求することができ	当会社に対し請求することがで
る。	きる。
第10条 ~ 第13条 (条文省略)	第10条 ~ 第13条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第14条 (条文省略)	第14条 (現行どおり)

現行定款	変 更 案
(招集権者および議長)	(招集権者および議長)
第15条 株主総会は、法令に別段の定と	め第15条 株主総会は、法令に別段の定め
がある場合を除き、取締役会の	かある場合を除き、代表取締役
決議によって、取締役社長が打	会長が招集し、その議長とな
集する。取締役社長に事故があ	<u> </u>
るときは、予め取締役会で定め	<u>5</u>
た順序により、他の取締役が打	<u> </u>
<u>集する。</u>	
2. 株主総会においては、取締行	と 2. <u>前項に定めた代表取締役会長</u>
社長が議長となる。取締役社長	<u>に事故があるときは、</u> 予め取締
<u>に事故があるときは、</u> 予め取約	帝 役会で定めた順序により、他の
役会で定めた順序により、他の	取締役がこれにあたる。
取締役が <u>議長となる。</u>	
第16条 ~ 第18条 (条文省略)	第16条 ~ 第18条 (現行どおり)
(議事録)	(株主総会の議事録)
第19条 (条文省略)	第19条 (現行どおり)
	第 4 章 取締役および取締役会
(取締役の員数)	(取締役の員数)
	を第20条 当会社は、取締役(監査等委員
置く。	<u>である取締役を除く。) 5</u> 名以
((1000)	内を置く。
(新設)	2. 当会社の監査等委員である取
	締役は、4名以内とする。
(取締役の選任方法)	(取締役の選任方法)
第21条 (新設)	第21条 取締役は、株主総会の決議によ
	り選任する。ただし、監査等委
	員である取締役は、それ以外の
	取締役と区別して選任するもの

<u>とする。</u>

現行定款	変 更 案
(条文省略)	<u>2.</u> (現行どおり)
<u>2</u> . (条文省略)	<u>3</u> . (現行どおり)
(新設)	4. 当会社は、法令に定める監査
	等委員である取締役の員数を欠
	くことになる場合に備え、株主
	<u>総会において補欠の監査等委員</u>
	である取締役を選任することが
	<u>できる。</u>
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第22条 取締役の任期は、選	任後1年以 <mark>第22条 取締役<u>(監査等委員である取締</u></mark>
内に終了する事業年	度のうち最 役を除く。) の任期は、選任後
終のものに関する定	時株主総会 1年以内に終了する事業年度の
<u>の</u> 終結の時までとする	る。 うち最終のものに関する定時株
	主総会終結の時までとする。
(新設)	2. 監査等委員である取締役の任
	期は、選任後2年以内に終了す
	る事業年度のうち最終のものに
	関する定時株主総会終結の時ま
	<u>でとする。</u>
2. 補欠または増員の	ため選任さ (削除)
れた取締役の任期は	、他の取締
役の残任期間とする。	<u> </u>

現 行 定 款	変更案
(新設)	3. 任期の満了前に退任した監査
	等委員である取締役の補欠とし
	て選任された監査等委員である
	取締役の任期は、退任した監査
	等委員である取締役の任期の満
	了する時までとする。ただし、
	補欠の監査等委員である取締役
	が監査等委員である取締役に就
	任した場合は、当該補欠の監査
	等委員である取締役としての選
	任後2年以内に終了する事業年
	度のうち最終のものに関する定
	時株主総会終結の時を超えるこ
	とはできないものとする。
(新設)	(補欠の監査等委員である取締役の予選決議
	の有効期間)_
	第23条 補欠の監査等委員である取締
	役の選任に係る決議が効力を有
	する期間は、当該決議後2年以
	内に終了する事業年度のうち最
	終のものに関する定時株主総会
	開始の時までとする。
第 <u>23</u> 条 (条文省略)	第 <u>24</u> 条 (現行どおり)

現 行 定 杰

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 がある場合を除き、取締役社長 が招集し議長となる。但し、取 締役社長に事故があるときは、 予め取締役会の定めた順序によ り他の取締役が招集し、議長と なる。

- 2. 前項の招集は、取締役会の日 の3目前に各取締役および各監 **査役に対しその通知を発する。** 但し、緊急に招集の必要あると きは、この期間を短縮すること ができる。
- 3. 取締役および監査役の全員の 同意があるときは、招集の手続 きを経ないで取締役会を開くこ とができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 半数が出席し、出席取締役の過 半数をもって行う。

変 更 案

(取締役会の招集権者および議長)

- 取締役会は、法令に別段の定め第25条 取締役会は、法令に別段の定め がある場合を除き、取締役会長 が招集し議長となる。ただし、 取締役会長に事故があるとき は、予め取締役会の定めた順序 により他の取締役が招集し、議 長となる。
 - 2. 前項の招集は、取締役会の日 の3目前までに各取締役に対し その通知を発する。ただし、緊 急に招集の必要があるときは、 この期間を短縮することができ る。
 - 3. 取締役全員の同意があるとき は、招集の手続きを経ないで取 締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

取締役会の決議は、取締役の過席26条 取締役会の決議は、議決に加わ ることができる取締役の過半数 が出席し、その出席取締役の過 半数をもって行う。

3	見 行 定	款		変	更	案	
(取締役会(の決議の省略)		(取締役会	の決議の	(省略)		
第 <u>26</u> 条	当会社は取締役	と 全員が取締役	第 <u>27</u> 条	当会	社は取	締役全	員が取締役
	会の決議事項につ	ついて書面また		会の決	議事項	につい	て書面また
	は電磁的記録に。	より同意した場		は電磁	的記録	により「	司意した場
	合には、当該決議	義事項を可決す		合には	、当該	決議事」	頁を可決す
	る旨の取締役会の	つ決議事項があ		る旨の	取締役	会の決詞	義事項があ
	ったものとみなっ	け。但し、監査		ったも	のとみれ	なす。	
	役が異議を述べた	こときはこの限					
	りでない。						
	(新設)		(重要な業	務執行σ	決定の	委任)	
			第28条	当会	社は、会	社法第	399条の
				13第	6項の	規定に、	より、取締
				役会の	決議に	よって	重要な業務
				執行(同条第	5項各	号に掲げる
				事項を	除く。) の決力	定の全部ま
				<u>たは一</u>	部を取	締役に	委任するこ
				とがで	きる。		
(代表取締	役および役付取締役	是)	(代表取締	役および	"役付取	締役)	
第 <u>27</u> 条	当会社は、取締行	役会の決議によ	第 <u>29</u> 条	当会	社は、取	締役会	の決議によ
	って代表取締役を	選定する。		って <u>取</u>	締役(監査等	委員である
				取締役	を除く	<u>)</u> Ø	<u>中から</u> 代表
				取締役	を選定す	する。	
<u>2.</u>	代表取締役は会	会社を代表し、			(削	除)	
	会社の業務を執行	<u> する。</u>					
<u>3</u> .	取締役会の決議	養によって、取	<u>2</u> .	取締	役会の	決議に。	よって、取
	締役会長 <u>および</u> 耳	対締役社長各 1		締役会	長 1 名	<u>を選定</u>	<u>ぎする。ま</u>
	名、取締役副社長	& _專務取締役		<u>た、</u> 専	務取締	役若干	名を選定す
	および常務取締役	<u>设各</u> 若干名を選		ること	ができ	る。	
	定することができ	る。					
第 <u>28</u> 条	(条文省略)		第 <u>30</u> 条	(現行と	[おり]		

更	見 行	定	款				変	更	≸	\$	
(執行役員)					(執行征	是員	および往	设付執行	亍役貞	₫)	
第 <u>29</u> 条	取締役会	の決議	によっ	って、執行	第 <u>3 1</u> 彡	R.	取締	役会の	決議	によっ	て、執行
	役員を置ぐ	<u>く</u> ことか	ごでき	る。			役員を	※選任し	<u>、</u> 当	会社	の業務を
							<u>分担し</u>	て執行	j させ	<u>-る</u> こ	とができ
							る。 <u>な</u>	お、勢	付役	員の!	選任、退
							任、身	<u>/分、</u> 鵈	機務等	につ	いては、
							取締役	と会にお	らいて	定め	る執行役
							<u>員規則</u>]による	0		
	(新	設)				<u>2.</u>	取締	6役会σ	決議	をによ	って、代
							表取締	5役の中	カルら	社長	執行役員
							1名を	選定す	つるほ	Eか、j	副社長執
							<u>行役員</u>	、専務	禁 執行	7役員	、常務執
							<u>行役員</u>	各若干	名を	選定	すること
							ができ	る。			
<u>2.</u>	執行役員	員は、耳	文締役	から業務				(削除)			
	執行権限の	の委託を	と受け	、業務を							
	執行するも	ちのとす	<u>る。</u>								
(取締役会の	の議事録)				(取締行	2会公	の議事録	录)			
第 <u>30</u> 条	取締役会	の議事	は、そ	の要領お	第 <u>32</u> 多	R	取締	役会の	議事	は、そ	の要領お
	よび結果が	ならびに	こその	他法令で			よび絹	ま果なら	びに	こその	他法令で
	定める事具	頁を議事	事録に	記載また			定める	事項を	:議事	録に	記載また
	は記録し、	出席し	した取	:締役 <u>およ</u>			は記録	をし、出	席し	た取	締役がこ
	び監査役	がこれに	こ記名	押印また			れに記	2名押印	1また	は電	子署名す
	は電子署名	名する。					る。				
2.	(条文省	省略)				2.	(現	行どお	り)		

現 行 定 款

(取締役の報酬等)

変

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬等は、株主総会の第33条 取締役の報酬、賞与その他の職 決議によって定める。

務執行の対価として当会社から 受ける財産上の利益は、監査等 委員である取締役とそれ以外の 取締役とを区別して、株主総会 の決議によって定める。

更

案

(取締役の責任免除)

(取締役の責任免除)

第32条 って、取締役(取締役であった 者を含む)の会社法第423条 第1項の賠償責任について法令 に定める要件に該当する場合に は、賠償責任額から法令に定め る最低責任限度額を控除して得 た額を限度として免除すること ができる。

当会社は、取締役会の決議により第34条 当会社は、会社法第426条第 1項の規定により、取締役会の 決議によって、取締役(取締役 であった者を含む。)の会社法 第423条第1項の賠償責任に ついて法令に定める要件に該当 する場合には、賠償責任額から 法令に定める最低責任限度額を 控除して得た額を限度として免 除することができる。

2. 当会社は社外取締役との間 で、会社法第423条第1項の 賠償責任について法令に定める 要件に該当する場合には、賠償 責任を限定する契約を締結する ことができる。但し、当該契約 に基づく賠償責任の限度額は、 会社法第425条第1項各号に 規定する金額の合計額とする。

2. 当会社は、会社法第427条 第1項の規定により、取締役(業 務執行取締役等であるものを除 く。)との間で、会社法第42 3条第1項の賠償責任について 法令に定める要件に該当する場 合には、賠償責任を限定する契 約を締結することができる。た だし、当該契約に基づく賠償責 任の限度額は、会社法第425 条第1項各号に規定する金額の 合計額とする。

現行定款	変 更 案
第 5 章 監査役および監査役会	(削除)
(監査役の員数)_	(削除)
第33条 当会社は、監査役4名以内を置	
<	
(監査役の選任方法)	(削除)
第34条 監査役の選任決議は、議決権を	
行使することができる株主の議	
決権の3分の1以上を有する株	
主が株主総会に出席し、その議	
決権の過半数をもって行う。	
(監査役の任期)	(削除)
第35条 監査役の任期は、選任後4年以	
内に終了する事業年度のうち最	
終のものに関する定時株主総会	
の終結の時までとする。	
2. 補欠のため選任された監査役	
の任期は、前任者の残任期間と	
<u>する。</u>	
(常勤監査役)	(削除)
第36条 当会社は、常勤監査役1名以上	
<u>を置く。</u>	
2. 前項の常勤監査役は、監査役	
会の決議により監査役の中から	
選定する。	(1) (74.)
(監査役会規則)	(削除)
第37条 監査役会に関する事項につい	
ては、法令または定款に別段の	
定めがある場合を除き、監査役	
会の定める監査役会規則によ	
<u>る。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会の招集通知)	(削除)
第38条 監査役会の招集は、会日の3日	
前に各監査役に対しその通知を	
発する。但し、緊急に招集の必	
要あるときは、この期間を短縮	
<u>することができる。</u>	
2. 監査役の全員の同意があると	
きは、招集の手続きを経ないで	
監査役会を開くことができる。	
(監査役会の決議方法)	(削除)
第39条 監査役会の決議は、法令に別段	
の定めがある場合を除き、監査	
役の過半数をもって行う。	
(監査役会の議事録)	(削除)
第40条 監査役会の議事は、その要領お	
よび結果ならびにその他法令で	
定める事項を議事録に記載また	
は記録し、出席した監査役がこ	
れに記名押印または電子署名す	
<u>3.</u>	
2. 監査役会の議事録は、決議の	
日から10年間本店に備え置	
<	
(監査役の報酬等)	(削除)
第41条 監査役の報酬等は、株主総会の	
決議によって定める。	

現行定款	変 更 案
(監査役の責任免除)	(削除)
第42条 当会社は、取締役会の決議によ	
って、監査役(監査役であった	
者を含む)の会社法第423条	
第1項の賠償責任について法令	
に定める要件に該当する場合に	· -
は、賠償責任額から法令に定め)
る最低責任限度額を控除して得	
た額を限度として免除すること	_
<u>ができる。</u>	
2. 当会社は社外監査役との間	
で、会社法第423条第1項の	<u>,</u> -
賠償責任について法令に定める	1
要件に該当する場合には、賠償	
責任を限定する契約を締結する	1
ことができる。但し、当該契約	<u>J</u>
に基づく賠償責任の限度額は、	_
会社法第425条第1項各号に	<u>.</u>
規定する金額の合計額とする。	
/ +nr =n. \	M
(新設)	第 5 章 監査等委員会
(新設)	(監査等委員会の招集通知)
	第35条 監査等委員会の招集は、監査等 委員会の日の3日前までに各監
	安貝云の日の3日削までに合監 香等委員に対しその通知を発す
	<u> </u>
	があるときは、この期間を短縮
	することができる。
	9 3 2 6 1 6 2 3 .

現行定款	変 更 案
	2. 監査等委員全員の同意がある
	ときは、招集の手続きを経ない
	で監査等委員会を開くことがで
	きる。
(新設)	(監査等委員会の決議方法)_
	第36条 監査等委員会の決議は、議決に
	加わることができる監査等委員
	の過半数が出席し、その出席監
	査等委員の過半数をもって行
	<u> </u>
(新設)	(監査等委員会の議事録)
	第37条 監査等委員会の議事は、その要
	顔および結果ならびにその他法
	令で定める事項を議事録に記載
	または記録し、出席した監査等
	委員がこれに記名押印または電
	<u>子署名する。</u>
(新設)	(常勤の監査等委員)
	第38条 監査等委員会は、その決議によ
	って、常勤の監査等委員を選定
	<u>することができる。</u>
(新設)	(監査等委員会規則)
	第39条 監査等委員会に関する事項に
	<u>ついては、法令または定款に別</u>
	段の定めがある場合を除き、監
	査等委員会の定める監査等委員
	<u>会規則による。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第 6 章 会計監査人	第 6 章 会計監査人
第 <u>43</u> 条 ~ 第 <u>44</u> 条 (条文省略)	第 40 条 ~ 第 41 条 (現行どおり)
(会計監査人の報酬等)	(会計監査人の報酬等)
第45条 会計監査人の報酬等は、代表取	第42条 会計監査人の報酬等は、代表取
締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定	締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得
める。	て定める。
第7章 計 算	第7章 計 算
第 <u>46</u> 条 (条文省略)	第 <u>43</u> 条 (現行どおり)
(剰余金の配当等)	(剰余金の配当等)
第47条 当会社は、株主総会の決議によ	第44条 当会社は、株主総会の決議によ
って毎年6月30日の最終の株	って毎年6月30日の最終の株
主名簿に記載または記録された	主名簿に記載または記録された
株主または登録株式質権者に対	株主または登録株式質権者に対
し金銭による剰余金の配当(以	し金銭による剰余金の配当(以
下「期末配当金」という)を支	下「期末配当金」という <u>。</u>)を
払う。	支払う。
第 <u>48</u> 条 (条文省略)	第 <u>45</u> 条 (現行どおり)

現行定款	変 更 案
(新設)	付 則
(新設)	(監査役の責任免除に関する経過措置)
	第 1 条 当会社は、会社法第426条第
	1項の規定により、第54回定
	時株主総会において決議された
	定款一部変更の効力が生じる前
	の任務を怠ったことによる監査
	役(監査役であった者を含
	む。)の会社法第423条第1
	項の損害賠償責任を、法令の限
	度において取締役会の決議によ
	って免除することができる。
(新設)	(社外監査役の責任限定契約に関する経過措
	置)
	第 2 条 第54回定時株主総会終結前
	の社外監査役(社外監査役であ
	った者を含む。)の行為に関す
	る会社法第423条第1項の損
	害賠償責任を限定する契約につ
	<u>いては、なお従前の例による。</u>

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行し、取締役8名全員は、定款変更の効力が発生する本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役(監査等委員であるものを除きます。以下、本議案において同じ。)3名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生 を条件として生ずるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

収納区除価値は、低いこわりでありより。			
候補者 番 号	ふりがな氏 名(生年月日)	略 歴 、当 社 に お け る 地 位 、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況) 取 締 役 会 出 席 状 況	所 有 す る 当社の株式数
1	たかく 晃 高久 晃 (昭和29年7月2日生)	【略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況】 昭和53年4月 当社入社 平成16年7月 当社東北支社支社長 平成17年5月 当社経営統括部経営企画室室長 平成18年7月 当社経営統括部部長 平成19年7月 当社経営統括部統括部長 平成19年9月 当社経営企画担当 当社執行役員 平成21年9月 当社業務管理担当 当社業務統括部統括部長 平成22年10月 当社業務管理担当 当社技術総括担当 当社技術総括担当 当社技術総括担当 当社技術総括担当 当社技術総括担当 当社技術総括担当 当社技術総括担当 当社技術総括担当 当社技術総括担当 当社社務取締役 当社技術総括担当 当社市教取締役 平成23年9月 当社情報セキュリティ責任者 平成25年9月 当社代表取締役社長(現任) 「取締役会出席状况(当事業年度)】 14回/14回(出席率100%)	53,800株
		役に選任いただき、在任期間は本総会終結の時をもって10年と	となります。ま
)代表取締役社長を務めております。長きにわたり海外事業に従事し、その後、経営企画担当、業利	な答冊扣 出わ じ
		「女さにわたり海外事業に促事し、その後、経営企画担ヨ、業績 反締役社長を務めております。当社における豊富な業務経験と4	
		引き続き選任をお願いするものであります。	

候補者番 号	s b が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) 取締役会出席状況	所 有 す る 当社の株式数	
2	新井伸博 (昭和31年1月15日生)	「略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況 昭和55年4月 当社入社	28, 300株	
	平成23年9月に取締役に選任いただき、在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。			
	昭和55年の入社以来、橋梁設計などの構造保全事業に従事し、その後、東京支社支社長、事業戦略 担当 (関東地域) などを経て、現在は常務取締役として技術統括担当を務めております。当社にお			
	ける豊富な業務経験とます。	と技術経営に関する知見を有しており、引き続き選任をお願い	するものであり	

候補者番 号	ふりがな氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) 取締役会出席状況	所 有 す る 当社の株式数		
3	土井 朗 (昭和29年9月16日生)	【略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況】 昭和54年1月 当社入社 平成16年7月 当社北陸支社支社長 平成19年9月 当社執行役員 平成21年7月 当社経営統括部担当部長 平成21年9月 当社経営企画担当 当社経営企画担当 当社経営統括部統括部長 平成24年9月 当社常務取締役 平成25年9月 当社市場戦略担当(現任) 当社事業開拓担当(現任) 平成26年7月 当社経営管理担当(現任) 平成26年7月 当社専務取締役(現任) 当社事業戦略担当(中日本地域)(現任) 【取締役会出席状况(当事業年度)】 14回/14回(出席率100%)	44,700株		
平成21年9月に取締役に選任いただき、在任期間は本総会終結の時をもって7年となります。 昭和54年の入社以来、道路設計などの社会創造事業に従事し、その後、北陸支社支社長、経営企画					
	担当などを経て、現在は専務取締役として経営管理担当、事業戦略担当(中日本地域)などを務め				
		おける豊富な業務経験と企業経営に関する知見を有しており、	引き続き選任を		
(22.) 6	お願いするものであり	/ 5 9 0			

(注)各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員 会設置会社に移行しますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じ ます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生 を条件として生ずるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

血直寸安兵でのる場所区医情行は、人のとおうでのりよう。				
候補者 番 号	ふりがな氏 名(生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況) 取締役会・監査役会出席状況	所 有 す る 当社の株式数	
		【略歴、当社における地位および重要な兼職の状況】		
		平成18年12月 川田工業株式会社 経理部経理・財務担当部		
		長代理		
		平成20年6月 当社入社、業務統括部経理部担当部長		
	は せがわ あつし	平成20年10月 当社業務統括部経理部部長(現任)		
1	長谷川 敦	平成21年9月 当社執行役員	10,600株	
	(昭和29年9月23日生)	平成22年7月 Nippon Engineering-Vietnam Co., Ltd. 監		
		査役 (現任)		
		平成25年9月 当社常務執行役員		
		平成26年9月 当社専務執行役員(現任)		
		平成27年7月 NEテクノ株式会社 監査役(現任)		
	橋梁メーカーで総務	・経理などを経験し、平成20年に当社に入社以来、経理部部長を	を長年務めてお	
	ります。現在は、当	社の経理部部長の他、連結子会社でありますNippon Engineer	ring-Vietnam	
	Co., Ltd. およびNEラ	テクノ株式会社の監査役をそれぞれ兼職しております。管理業績	タおよび監査に	
	関する豊富な経験と知	印見を有しており、選任をお願いするものであります。		
		【略歴、当社における地位および重要な兼職の状況】		
		昭和44年4月 札幌国税局入局		
		平成20年7月 東京国税局調査第四部調査総括課長		
		平成21年7月 松戸税務署長		
	かまたひろし	平成22年9月 鎌田税理士事務所開設 所長(現任)		
2	鎌田廣司	平成24年5月 日京テクノス株式会社 監査役 (現任)	400株	
_	(昭和25年4月29日生)	平成26年9月 当社監査役 (現任)	2000	
		【取締役会出席状況(当事業年度)】		
		14回/14回 (出席率100%)		
		【監査役会出席状況(当事業年度)】		
		15回/15回 (出席率100%)		
	平成26年9月に監査後	段に選任いただき、在任期間は本総会終結の時をもって2年とれ	こります。	
	直接会社の経営に関与された経験はありませんが、国税局での要職を歴任し、税理士としての専門			
	自放会性の経営に関すられた性歌はありませんが、国代別との安極を進出し、代達工としての寺门門的知識や豊富な経験を有しており、現在は社外監査役として職務を適切に遂行していただいている			
	と判断しております。また、その専門的知識と豊富な経験を当社の業務執行の監督および監査に活			
		社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。	-0.0	
	70 00 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10			

候補者番 号	ふりがな氏名(生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況) 取締役会・監査役会出席状況	所 有 す る 当社の株式数
3	林田和久 (昭和48年12月18日生)	【略歴、当社における地位および重要な兼職の状況】 平成19年8月 新日本監査法人(現新日本有限責任監査法 人)入所 平成26年2月 林田和久公認会計士事務所開設 所長(現 任) 平成26年10月 株式会社SSHパートナーズ設立 代表取 締役(現任)	一株
	公認会計士としての専門的知識と豊富な監査経験を有しております。また、経営コンサルティング 業を営む会社の経営者として豊富な経験を有しており、客観的な立場から職務を適切に遂行してい ただけるものと判断しております。また、その専門的知識と豊富な経験を当社の業務執行の監督お よび監査に活かしていただくため、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 鎌田廣司氏および林田和久氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
 - 3. 当社は鎌田廣司氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。同氏が選任された場合には、改めて同氏を独立役員として届け出る予定であります。また、林田和久氏が選任された場合には、同氏についても独立役員として届け出る予定であります。なお、当社で定めた独立役員の「独立性判断基準」は69頁をご参照ください。
 - 4. 当社と鎌田廣司氏とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。また、同氏の選任が承認された場合には、同様の契約を継続する予定であります。また、長谷川敦氏および林田和久氏につきましても、両氏が選任された場合には、当社と両氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査 等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきまして は、監査役会の同意を得ております。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生 を条件として生ずるものとします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴 (重	、 当 社 に お け る 地 位 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
東海秀樹	平成20年7月 平成21年7月 平成23年7月 平成24年7月 平成25年7月 平成26年9月	東京国税局入局 気仙沼税務署長 国税庁長官官房主任監察官 国税庁長官官房次席監察官 柏税務署長 東京国税局調査第三部次長 芝税務署長 東海秀樹税理士事務所開設 所長 (現任) ミニストップ株式会社 監査役 (現任)	一株

直接会社の経営に関与された経験はありませんが、国税局での要職を歴任し、税理士としての専門的知識と豊富な経験を有しており、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合、速やかに監査等委員としての職責を果たしていただける人物であると判断し、その専門的知識と豊富な経験を当社の業務執行の監督および監査に活かしていただくため、補欠の社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 東海秀樹氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
 - 3. 当社は、東海秀樹氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。なお、当社で定めた独立役員の「独立性判断基準」は69頁をご参照ください。
 - 4. 当社は、東海秀樹氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第423条第1項の損害賠 償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定 する最低責任限度額であります。

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬限度額は、平成25年9月20日開催の第51回定時株主総会において、月額12,000千円以内(但し、使用人分給与は含まない。)と決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行します。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、月額10,000千円以内(使用人分給与は含まない。)と定めることとさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は8名(うち社外取締役1名)ですが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は3名(うち社外取締役0名)となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生ずるものとします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行します。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、月額2,500千円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締 役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生ずるものとします。

以上

【ご参考】

当社では、役員候補者の選任にあたり「役員候補者選任規定」を監査役会の同意の上、取締役会において決議し、当該規定に基づき役員候補者の選任を行っております。規定の概要を示すと次のとおりであります。

(1)役員候補者の選任要件

役員候補者は、次に掲げる①~③の全ての要件を満たす者を選任し、かつ独立役員とする者に関しては④の要件も満たす者を選任する。

- ① 会社法上求められる役員の欠格事由に該当しないこと。
- ② 性別、年齢、国籍は問わず、役員としての優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者であること。
- ③ 役員として、その職務を誠実に遂行するために必要な時間を確保できる者であり、 かつ当社以外に3社を超えて他の上場会社の役員を兼任していないこと。
- ④ 社外役員候補者のうち東京証券取引所が定める独立役員として届ける場合には、 (2)独立性判断基準を満たす者であること。

(2) 独立性判断基準

社外役員候補者のうち、次に掲げる全ての基準を満たす者は、当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断する。

- ① 現在、当社または当社の子会社の役員および使用人であってはならず、かつ、その 就任の前10年間において、当社または当社の子会社の役員および使用人であって はならない。
- ② 直近事業年度から先行する3事業年度のいずれかにおいて、下記③から⑨までに掲げる者であってはならない。
- ③ 当社または当社の子会社を主要な取引先とする者(その者の直近事業年度における年間(連結)売上高の2%以上の支払いを、当社または当社の子会社から受けた者)またはその法人・団体等の業務執行者であってはならない。
- ④ 当社または当社の子会社の主要な取引先である者(当社の直近事業年度における年間(連結)売上高の2%以上の支払いを行っている者)またはその法人・団体等の業務執行者であってはならない。
- ⑤ 当社または当社の子会社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家(当該財産を得ている者が法人・団体等である場合には、当該団体に所属する者をいう。)であってはならない。

- ⑥ 当社または当社の子会社から年間1,000万円以上の寄付を受けている者または その寄付を受けている法人・団体等の業務執行者であってはならない。
- ⑦ 当社の総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者または その法人・団体等の業務執行者であってはならない。
- ⑧ 当社または当社の子会社が総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保 有している法人・団体等の業務執行者であってはならない。
- ⑨ 当社または当社の子会社から役員を受入れしている会社またはその親会社もしくは 子会社の業務執行者であってはならない。
- ① 上記①から⑨までに掲げる者の配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族であってはならない。
- 動性において、現任社外役員の地位にある者が、再任されるためには、通算の在任期間が8年間を超えてはならない。
- ② その他、社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有していないこと。

(3)選任手続

役員候補者は、次に掲げる手続をもって選任し、株主総会に付議する。

- ① 取締役会において、各取締役から推薦を受け、役員候補者の選任要件に基づき決定する。また、監査役候補者の選任については事前に監査役会の同意を要する。
- ② 社外役員候補者は、現任の社外役員1名以上の推薦または同意を要する。
- (注) 第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」および第5号議案「補欠の監査等委員である取締役1名選任の件」における監査等委員である取締役候補者の選任については、上記規定の監査役候補者を監査等委員である取締役候補者に読み替えて適用しております。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都豊島区駒込三丁目23番1号 当社 本社9階会議室



お願い

- 1. 駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- 2. 株主総会ご来場の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご 理解いただきますよう、お願い申し上げます。